

広島県告示第五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十七年広島県告示第百八十二号	
	所在地	
広島県広島市佐伯区五月が丘二丁目及び同区五月が丘三丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
五月が丘川三号（五一）	土石流	
五月が丘川三号（五一隣一）	土石流	
石内川支川七（五三b）	土石流	